

2019年9月12日

株主及び債権者各位

東京都港区港南2-12-23
株式会社FRONTEO
代表取締役 守本 正宏

簡易合併公告

当社は、合併により、株式会社FRONTEOヘルスケア（本店所在地：東京都港区港南二丁目12番23号）の権利義務全部を承継して存続し、株式会社FRONTEOヘルスケアは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は2019年10月16日であり、当社は会社法第796条第2項の規定に基づき、株式会社FRONTEOヘルスケアは会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。また、当社は株式会社FRONTEOヘルスケアの全株式を所有していることから、この合併により株式の発行及び資本金の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨お申し出ください。
2. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。
3. 当社及び株式会社FRONTEOヘルスケアの最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(株式会社FRONTEOヘルスケア)

<https://www.fronteo-healthcare.com/notification>